

一般社団法人つなぐカンパニーながのはら 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人つなぐカンパニーながのはらと称する。

(主たる事務所等)

第2条 当法人は、主たる事務所を群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯223番地5に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、長野原町の住民間の交流、地域間の交流、観光関連団体の連携、町行政と民間の調整、町内外の交流を促進し、地域づくりや観光振興の主体の活動を支援するとともに、長野原町における観光及び地域振興に関する諸事業を行うことにより、公共の福祉の増進、町の持続的発展と地域価値の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 広報・観光宣伝及び観光客等の誘致に関する事業
- (2) 地域・観光振興のための交流を目的とする事業及び交流の場の運営に関する事業
- (3) 地域・観光振興のためのイベント等の実施に関する事業
- (4) 地域・観光地の環境整備に関する事業
- (5) 地域振興・観光事業に係る調査研究及び指導に関する事業
- (6) 地域振興・観光関係機関及び団体との連絡調整に関する事業
- (7) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (8) 町有施設の委託管理に関する事業
- (9) 青少年の教育に関する事業
- (10) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (11) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (12) 国際交流の促進、親善及び国際観光の振興に関する事業
- (13) 旅行業
- (14) 観光物品等の企画及び販売事業
- (15) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員をいう。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人、法人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上されなかったとき
- (2) 正会員のすべてが同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前三条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、その資格を喪失した会員に対して既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種類)

第13条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費の金額

- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 役員報酬の額又はその規定
- (5) 各事業年度の決算承認
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散
- (9) 合併並びに事業の全部及び重要な事業の一部譲渡
- (10) 理事会において社員総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項
(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長に事故あるときには、副会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分
- (6) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(代理)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合において、その正会員は社員総会に出席したものとみなし、代理人は、代理権を証明する書面を社員総会ごとに当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第21条 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(社員総会規則)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第24条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、副会長は3名以内とする。

3 前項の会長は一般法人法上の代表理事とし、副会長は、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、当法人の理事若しくは職員が兼ねることはできない。

(理事の職務権限)

第26条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員及び監事の任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。

3 理事又は監事は、第24条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任される者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、理事及び監事に対しては、別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を職務執行の対価として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関して必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第31条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外のものとの間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任)

第32条 理事又は監事はその任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(責任の一部免除)

第33条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により理事又は監事が任務を怠ったことによる賠償責任を法令に定める額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(名誉会長、顧問及び参与)

第34条 当法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長、顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与の職務)

第35条 顧問は、当法人の運営に関して、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

2 参与は、当法人の業務の処理に関して、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

第5章 理事会

(構成)

第36条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選定及び解職

(開催及び招集)

第38条 理事会は、必要に応じて会長が招集して開催する。

2 会長は、3分の1以上の理事から開催の請求があったときは、2週間以内に開催しなければならない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事が署名押印しなければならない。

(理事会規則)

第43条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第44条 当法人は基金を引き受けるものの募集をすることが出来る。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人

において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の付属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第48条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する

事由によるほか、社員総会の決議によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第52条 当法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 附則

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(最初の事業年度)

第57条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時役員及び設立時代表理事)

第58条 当法人の設立時の理事及び代表理事は次のとおりである。

理 事 萩原 睦男 大矢 大介 梶野 寛丈 黒岩 巧 黒田 美弥子
篠原 茂 豊田 香織 中村 剛 樋田 省三 樋田 勇人 森谷 健
代表理事 萩原 睦男

2 設立時の監事は次のとおりである。

監 事 市村 仁 小林 弘

(設立時の社員)

第59条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏 名	住 所
萩原 睦男	群馬県吾妻郡長野原町大字応桑 87 番地 1
大矢 大介	群馬県吾妻郡長野原町大字大津 36 番地
梶野 寛丈	群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢 1990 番地 327
黒岩 巧	群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢 1924 番地 1780
黒田 美弥子	群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢 1987 番地 389
篠原 茂	群馬県吾妻郡長野原町大字林 577 番地 1
豊田 香織	群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯 482 番地 12
中村 剛	群馬県吾妻郡長野原町大字与喜屋 9 番地 4
樋田 省三	群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯 487 番地 5
樋田 勇人	群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯 454 番地 91
森谷 健	群馬県前橋市鳥取町 851 番地 11
市村 仁	群馬県吾妻郡長野原町大字大津 331 番地
小林 弘	群馬県吾妻郡長野原町大字大津 139 番地 2

(法令の準拠)

第60条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人つなぐカンパニーながのはら設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年3月13日

設立時社員 萩原 睦男 印

大矢 大介 印

梶野 寛丈 印

黒岩 巧 印

黒田 美弥子 印

篠原 茂 印

豊田 香織 印

中村 剛 印

樋田 省三 印

樋田 勇人 印

森谷 健 印

市村 仁 印

小林 弘 印

附則

- 1 令和3年5月12日 定款第4条第10項に、観光物品等の企画及び販売事業、を追加